

地域公共交通利用促進活動助成金の交付申請について

1 利用促進活動助成金の概要

日立市公共交通会議が、公共交通の活性化を促進するため、地域住民自ら主体的に取り組む地域公共交通の利用促進活動に対して、助成金を交付する

(1) 対象団体

次のすべての要件を満たすものとする。

- ア 自らの地域の公共交通利用促進活動に取り組む地域住民で組織する団体であること（コミュニティ推進会、自治会、ボランティアグループ等）
- イ 規則、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること
- ウ 交通事業者及び日立市公共交通会議と乗車促進活動に関する協定（パートナーシップ協定）を締結していること
- エ 今後も継続して活動する見込みのあること

(2) 対象経費

公共交通利用促進活動を行うのに必要な次の各号に掲げる経費とする。

- ア 調査費 （例）アンケート調査費、先進事例調査費
- イ 広報費 （例）チラシ、時刻表、マップ等、のぼり旗、横断幕作成費
- ウ イベント経費 （例）シンポジウム、住民参加型利用促進イベント
- エ その他利用促進活動を行うのに必要と認められる経費

(3) 助成金交付額（上限）

- | | | | |
|---|----------|-------------------|-----------|
| ア | 対象団体の世帯数 | 300 世帯未満 | 50,000 円 |
| イ | 対象団体の世帯数 | 300 世帯以上 400 世帯未満 | 75,000 円 |
| ウ | 対象団体の世帯数 | 400 世帯以上 | 100,000 円 |

2 今回助成金の交付を申請する団体

	団体名	申請額	世帯数
1	高鈴台団地の公共交通を考える会	75,000 円	393 世帯
2	山の神団地路線バス利便性向上委員会	75,000 円	310 世帯

※令和 5 年 4 月 1 日現在

3 助成金交付申請書 資料 3-2、3-3 のとおり